

経済産業省

20201118資第14号
令和2年11月27日

北海道知事 鈴木 直道 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

寿都町及び神恵内村における文献調査開始にあたっての申入れに
ついて（回答）

北海道におかれては、国のエネルギー政策・原子力政策に多大なる御理解と御協力をいただいております。感謝申し上げます。

戦後日本は、経済発展の過程において、半世紀以上にわたり原子力発電の恩恵を享受してまいりました。その結果、全国にある原子力発電所では多くの使用済燃料が発生している中で、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。こうした中、寿都町と神恵内村において文献調査を受け入れていただいたことは、国として、最終処分へ向けた長いプロセスにおいて重要な一歩と認識しております。

11月17日には、原子力発電環境整備機構（NUMO）による事業計画変更を認可し、文献調査を開始することとなりました。これに当たり、令和2年（2020年）11月18日付け環エネ第1100号をもって御照会のありました上記の件については、下記のとおり回答します。

記

1. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「最終処分法」という。）に基づく調査期間中、特定放射性廃棄物は一切持ち込みません。したがって、文献調査に伴い、北海道に特定放射性廃棄物を持ち込むことはありません。

2. 文献調査は、処分場選定に直結するものではなく、関心を示していただいた市町村の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することを通じて、この事業について議論を深めていただくためのものであり、いわば対話活動の一環と考えています。こうした文献調査の位置づけを踏まえ、今回は、文献調査と併せて、寿都町及び神恵内村に設置する「対話の場」などを通じて、両町村において継続的に情報提供や対話を行っていくとともに、北海道や周辺市町村などからの求めに応じ、文献調査の計画、進捗状況、結果について、説明会を開催するなど、丁寧な説明を行います。
3. 風評被害やいわれのない差別などが発生することがないように、最終処分事業の安全確保に対する考え方や、調査期間中に特定放射性廃棄物を一切持ち込まないことなどについて、地域の皆様や広く国民に対し、責任を持って正確な情報を発信するなどの取組を行います。
4. 文献調査後の概要調査地区等の選定に当たっては、最終処分法第4条第5項に規定されているとおり、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」することとしており、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはありません。仮に、上記意見において、都道府県知事又は当該市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなります。
5. 最終処分の実現に向けては、2015年に改定した「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、国が前面に立って取り組むこととし、2017年に科学的特性マップを公表しました。科学的特性マップでは、国土の約3割を、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高く、輸送面でも好ましい地域として示しています。その後、国は、NUMOとともに、全国各地で120回を超える説明会や自治体向け説明会を始め、様々な形で、対話活動や情報提供などを主体的に実施してきております。こうした取組の中で、今般、文献調査の実施について、寿都町から応募をいただくとともに、神恵内村に対して国から申し入れを行い、受諾をいただきました。引き続き、国が前面に立って、最終処分事業に関する理解促進に努め、全国のできるだけ多くの地域で文献調査を実施していただけるよう、主体的に取り組んでいきます。

以上